高知県農地集積交付金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県農地集積交付金（以下「交付金」という。）の交付等に関し必要な事項を定める。

（交付目的及び交付対象事業）

第２条　県は、担い手への農地集積が円滑に進むようにするため、市町村（以下「交付事業者」という。）が農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年２月６日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する機構集積協力金交付事業（以下「交付事業」という。）において、農地集積に協力する者及び地域に対する交付金の交付並びに農地集積を推進するための推進事務に要する経費を予算の範囲内で交付する。

（交付対象経費及び交付率）

第３条　前条に規定する交付対象経費及び交付率については、別表第１に定めるとおりとする。

（事業実施計画の作成）

第４条　交付事業者は、次条の交付申請書を提出しようとするときは、実施要綱に基づく事業実施計画を作成し、知事の承認を受けなければならない。

（交付金の交付申請）

第５条　交付事業者は、交付金の交付を申請しようとするときは、別記第１号様式による交付申請書を知事に提出しなければならない。

（交付金の交付の決定）

第６条　知事は、前条の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等によりその適否を審査し、適当であると認めた時は、交付金の交付の決定をし、当該交付事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第７条　交付金の交付の目的を達成するため、交付事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）交付金に係る法令、規則、要綱、要領等に従うこと。

（２）交付事業の執行に際しては、県が行う契約手続きの取扱いに準じて行わなければならないこと。

（３）交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、その収入及び支出についての証拠書類を交付金の交付を受けた年度の翌年度会計から起算して10年間整備保管すること。

（４）知事は、必要があると認めるときは、交付事業者に対し、交付金に係る事業の実施状況、交付金の使途その他必要な事項について報告を求め、又は必要な調査を行うことができること。

（５）交付事業者は、交付事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと、間接交付事業者としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（６）交付事業者は、交付事業の実施に当たっては、県税の滞納があるものを間接交付事業者としないこと。

（交付事業の着手）

第８条　交付事業者は、第６条の規定による交付金の交付の決定通知に基づき交付事業を行わなければならない。

（交付事業の変更等）

第９条　交付事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、事前に別記第２号様式による変更（又は中止・廃止）承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

（１）事業実施主体の変更

（２）交付事業に要する経費の増額又は30パーセント以上の減額

（３）交付事業の中止又は廃止

（交付金の概算払）

第10条　知事は、必要があると認めるときは、概算払により支払うことができる。

２　交付事業者は、前項の規定により、交付決定通知をもとに交付金の概算払を請求するときは、別記第３号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（遂行状況の報告）

第11条　交付事業者は、交付金の交付の決定に係る年度の各四半期（第４・四半期を除く）の末日現在において別記第４号様式による事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、別記様式第３号による概算払い請求書をもってこれに代えることができるものとする。

（実績報告）

第12条　交付事業者は、当該交付事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して１か月以内又は交付事業実施年度の３月31日のいずれか早い日までに別記第５号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第13条　知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した交付金　全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（１）交付事業者がこの要綱の規定に違反し、又は交付事業に関し不正の行為を行ったとき。

（２）交付事業者が虚偽又は不正の申請により、交付金の交付を受けたとき。

（３）交付事業者が交付金の交付の条件に違反したとき。

（４）交付事業の実施が著しく不適当であると認められたとき。

（５）間接交付事業者等が別表第２に掲げるいずれかに該当することが判明したとき。

（グリーン購入）

第14条　交付事業者は、交付事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第15条　交付事業又は交付事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第16条　この要綱で定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

１　この要綱は、平成24年５月21日から施行する。

２　この要綱は、令和７年５月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第７条第３号、第13条及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

１　この要綱は、平成25年７月24日から施行する。

附則

１　この要綱は、平成26年３月28日から施行し、平成26年４月１日から適用する。

附則

１　この要綱は、平成28年６月30日から施行する。

附則

１　この要綱は、平成29年５月16日から施行する。

附則

１　この要綱は、平成30年３月23日から施行する。ただし、改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附則

１　この要綱は、令和元年５月28日から施行する。

附則

１　この要綱は、令和２年５月18日から施行する。

附則

１　この要綱は、令和３年９月３日から施行する。

別表第１（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 交付対象経費 | | 交付率 |
| １ 農地集積交付金 | 交付事業者が実施要綱第３の２の（１）及び（２）の事業により担い手への農地の集積を推進するために、農地集積に協力する者及び地域に対する交付金の交付に要する経費 | | 定額 |
| ２ 推進事業費 | 通信・消耗品費 | 交付事業者が実施要綱第３の２の（３）の事業を実施するために直接に必要となる通信に要する費用及び消耗品の購入に要する費用 | 定額 |
| 振込手数料 | 交付事業者が、農地集積交付金を交付する際の振込に直接に要する費用 | 定額 |
| 交付事務費 | 交付事業者が、農地集積交付金の交付要件や交付額を確認する際に直接に要する費用（臨時的に雇用した者の実働に応じた対価、職員の時間外労働に応じた対価）、共済費（臨時雇用者の報酬・給料・職員手当等に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金） | 定額 |

※　上記の経費であっても、交付事業の有無にかかわらず、交付事業者が具備すべき備品・物品等を購入またはリース・レンタルする場合については対象外とする。

※　交付事業者は、上記区分のうち、１農地集積交付金に関する取組は必ず実施すること。

※　上記区分のうち、推進事業費とは実施要綱第３の２の（３）で規定する経費をいう。

※　人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年９月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に従うものとする。

別表第２（第７条、第13条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。